

愛知県医療救護活動計画

平成28年2月25日

愛知県災害医療協議会

8 災害時要配慮者対策

市町村においては、県が策定した、災害時に配慮の必要な者の支援に取り組む際に留意する事項や参考となる事項をまとめた「市町村のための災害時要配慮者支援体制構築マニュアル」を参考に、要配慮者対策を実施する。

また、県においては、市町村が行う対策のうち、医療の必要な要配慮者については、地域災害医療対策会議を通じて、市町村の取り組みを支援するほか、市町村と協力して必要な対応を行う。

(1) 難病患者対策

■人工透析患者

透析医療は、大量の水、電気、医薬品等、医療スタッフの確保が必要であり、情報収集や搬送手段の確保等が2次医療圏内では困難な場合も想定されることから、県災害医療調整本部を中心とした調整を行う必要がある。

- 県災害医療調整本部は、県透析医会等を通じて把握した透析可能医療機関の情報を、地域災害医療対策会議を通じて、市町村や県民に提供することで、自ら医療機関を受診できる人工透析患者が、災害拠点病院に集中することを防止する。
- 地域災害医療対策会議は、透析を行うために搬送が必要な患者の情報について、市町村と連携して収集に努め、2次医療圏内の施設では対応が困難な場合は、県災害医療調整本部に支援を要請する。
- 県災害医療調整本部は、搬送先を確保するとともに、県災害対策本部内で搬送手段を確保するなどの、必要な調整を行う。
- 平常時より、地域災害医療対策会議の事務局は、管内の透析施設の情報把握に努める。

■在宅人工呼吸器使用者

在宅人工呼吸器使用者については、停電等で電気の確保が困難な場合において、在宅であるために専門的な支援を迅速に得られないことが想定される。

こうした、支援の必要な患者の情報については、市町村の要援護者対策における情報収集体制と連携するほか、かかりつけの医療機関や訪問看護ステーションから情報を収集するなどして、迅速に情報を収集する必要がある。

また、停電時への対応として、対応の必要がある患者を一時的に集約して対応を行う際には、医療機器、搬送手段、場所の確保については2次医療圏のみでの対応が困難な場合も想定されることから、県災害医療調整本部を中心とした調整を行う必要がある。

- 地域災害医療対策会議は、市町村や関係機関と連携して、情報収集を行う。
- 地域災害医療対策会議は、搬送等の対応が必要な患者の情報について、市町村と連携して収集に努め、2次医療圏内の施設では対応が困難な場合は、県災害医療調整本部に支援を要請する。

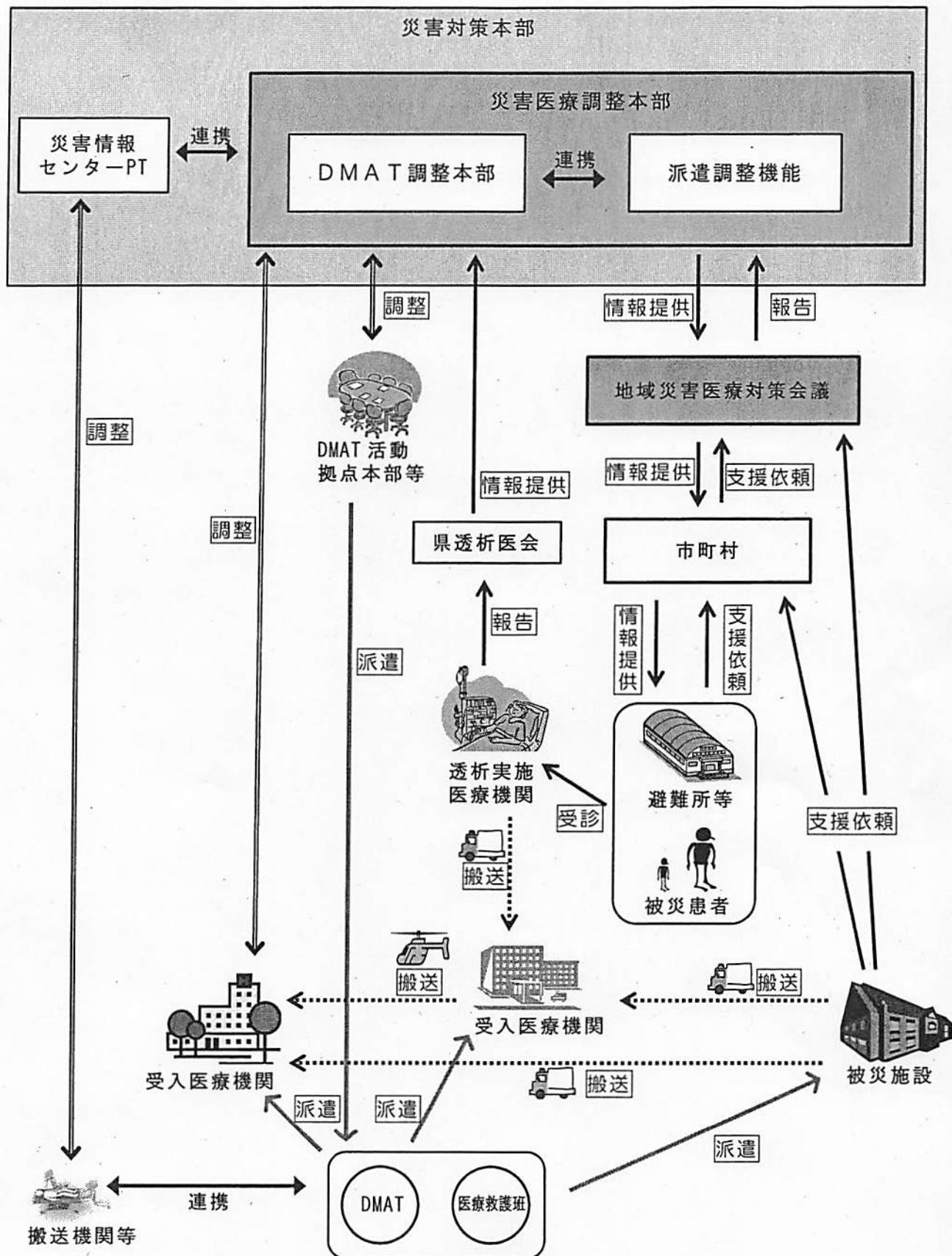


Fig.12 人工透析患者に関する調整(透析医療機関情報の提供を含む。)